

発議第4号

後期高齢者の医療に関する意見書について

後期高齢者医療に関する意見書について別紙のとおり提出する。

平成19年12月1日提出

提出者 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員 奥田 登

提案理由

地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に意見書を提出する必要があるので提案する。

後期高齢者の医療に関する意見書（案）

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されるが、今後、高齢化がすすむにつれて医療費が増加し、将来、保険料の増額改訂や医療費一部負担の増加が予想される。しかしながら、後期高齢者の収入はほとんどが現状維持か減少傾向で、経済弱者、健康弱者の窮状の中、従来、税制上経費として認められていた「老人控除50万円」が廃止され、他に介護保険の支払いもあってその負担力には限界がある。

政府は、被扶養家族の後期高齢者については一定の配慮をしたが、これは期間を定めた当面の措置であって、1年後には、重い負担がかかってくる。

後期高齢者の老後生活の安定を保障するためには、これ以上の負担増加は酷である。

よって、政府は下記の対策を講ずるよう要望する。

1. 保険料の2年ごとの見直し増額改訂はしないこと。
2. 被扶養家族の後期高齢者からは保険料を徴収しないこと。
3. 低所得者に対して、医療費一部負担の「減免制度」を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出する。

京都府後期高齢者医療広域連合議会

提出先 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 厚生労働大臣
財務大臣